

○平成十四年総務省告示第百二十九号（デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途、一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下又は一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下であつて総務大臣が別に告示する周波数並びにPHSの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （下線部が変更箇所）

改正案

現行

一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途 1) 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局			一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途		
周波数 一、八九八・四五MHz、一、九〇〇・二五MHz	電波の型式 D一D、G一D	用途 制御チャネル	周波数 一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の三〇〇KHz間隔の周波数四十波（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く。）	電波の型式 D一D、G一D	用途 制御チャネル
一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の三〇〇KHz間隔の周波数四十波（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く。）	D一C、D一D、D一E、D一F、D一W、D一X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一W、G一X、	通話チャネル	一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の三〇〇KHz間隔の周波数四十波（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く。）	D一C、D一D、D一E、D一F、D一W、D一X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一W、G一X、	通話チャネル

	G七C、G七D、 G七E、G七F、 G七W又はG七X		
2) 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途	周波数 一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の一、七二八kHz間隔の周波数五波	電波の型式 D一C、D一D、 D一E、D一F、 D一X、D七C、 D七D、D七E、 D七F、D七W、 D七X、F一C、 F一D、F一E、 F一F、F一X、 F七C、F七D、 F七E、F七F、 F七W、F七X、 G一C、G一D、 G一E、G一F、 G一X、G七C、 G七D、G七E、	用途 制御チャネル又は通話チャネル

	G七C、G七D、 G七E、G七F、 G七X、G七W	
--	---------------------------------	--

	G七F、G七W又はG七X	
<p>3) 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途</p>	<p>周波数</p> <p>一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz及び一、九〇二・九五MHz</p>	<p>電波の型式</p> <p>D一C、D一D、D一E、D一F、D一X、D七C、D七D、D七E、D七F、D七W、D七X、F一C、F一D、F一E、F一F、F一X、F七C、F七D、F七E、F七F、F七W、F七X、G一C、G一D、G一E、G一F、G一X、G七C、G七D、G七E、</p>
		<p>用途</p> <p>制御チャネル又は通話チャネル</p>

二
四
(略)

は	G	G
G	F	七
七		W
X		又

二
四
(略)